

## 甲州四つ仮名弁説

稲垣 正幸

・菊沢季生氏の「国語音韻論」(昭和10刊)に次の二つの記述がある。

「大正13年8月の中央公論に、大町桂月が甲州地方に此の(稿者注、四つ仮名)区別が保持せられてゐる事を説いたが、これに誤りがないとすれば、江戸時代にも勿論区別せられてゐたものと察

せられる。」(210節・323ペ)

「なほ、大町桂月は、二一〇節で引用した様に、山梨県にこの区別の存する事を説いたが、音韻調査報告書には区別なしとなつてゐる。」(226節・343ペ)

右の中央公論で大町桂月が甲州の四つ仮名を説いた文は次のとおりで、これは、桂月が大正12年7月17日から8月3日に至る十八日間、甲州に来遊して、諸峰を踏破した紀行文「七面山より駒ヶ嶽へ」の冒頭の部分である。

「一『ち』『つ』を発音する国民

葡萄の国、水晶の国、兩畑石の国、実業界の傑物の輩出する国とのみにては、未だ甲州を尽さず。甲州は実に山の国也。而かも其山は雄偉を極む。(5行中略)甲府盆地より顧眄するに、双脚自ら躍る。心は山の上に飛べども、數日間、甲府に滞留して、多くの甲州人士に接せり。甲府に入るや、先づ若尾金造氏に迎へられて、有志の人々と共に八百竹に飲めり。去らむとするや、若尾氏に招かれて、登山したる人々と共に若奥に飲めり。若尾氏はなほ甲府のおもだちたる人々と共に発起して、開喉楼に歓迎会を開けり。三十余年ぶりに、同窓の高橋貞積国手に逢ひて、其家に飲めり。講演もしたり。揮毫もしたり。多くの甲州人士に接するにつれて、先づ感じたるは、発音の正確なること也。国によりては、『ち』と『え』、『し』と『す』、『ひ』と『し』を混同す。殊に日本中幾んどみな『ち』、『つ』を発音する能はず。一二の例を挙ぐれば、地震(ちしん)自信(じしん)を区別する能はず。これは時節柄、大に困る也。見ず(みず)水(みづ)を区別する能はず。これも大に滑稽也。然るに甲州人士は『じ』と『ち』、『ず』

と『づ』を区別して発音し、その他、一切の混同なくして、発音にかけては、模範国民也。」

と説いている。甲州の資料としては以上で事足りるのだが、参考までに桂月の博識のほども紹介しておく。上記の文に続けて、

「本居宣長は其著『玉勝間』に、八土佐の人の言にしとちとすとつとの濁り声、自から能く分れて、まがふ事無し。されば、僅かにいろは文字を書く程の童と雖も、此仮字をば書き誤る事なしと、彼国人語れり。Vと記せり。彼国人とは、寺石正路氏の『土佐遺聞録』によれば、今村虎成にて、その楠瀬大枝に寄する書に、京都にて本居宣長の旅寓を訪ひ、聳せる宣長といろく筆談したることを記して、八ちじずづの四音は、京あたりは、中々に乱れたるを、我土佐の国には、古歌の格の伝はりて、露程も違ふ事なし。そは音韻の中に能く分れば、耳に聞く儘を文様に写すに、難波津習ふ童とても、書き誤る事なしと有けるを、翁の見給ひて、膝を進めて言へらく、面白い哉、日本広しと雖も、外の国は皆々乱れたるを、土佐の国に限りて、古歌の格の乱れざるは、いと尊し。こは我が玉勝間に書き入るべしと褒めてVたる由を云へり。『ち』『つ』を発音するは土佐人のみならずが、極めて少数也。(約一行中略)今日の国語教育にては、之を正さむとせず、正さむとするも、幾んど日本人の全部が音に『ち』『す』(稿者注、『つ』の誤植?)を発音する能はざるのみならず、之を聞き分くる耳の機能を有せざれば、耳の改造より始めねばならず、大震後の帝都復興よりも、ずつと難儀也。」(桂月全集・別巻上 昭和55・日本図書センター刊、187~188ペ)

紀行文はこのあと、甲府での武田信玄ゆかりの遺跡巡り、南巨摩

郡早川上流の奈良田・西山温泉を訪ねて身延七面山に登った状況、北巨摩郡の鳳凰連山、次いで駒ヶ嶽・朝世嶽登山の状況を詳細に述べて、活字で187(206)ページに及んでいるが、四つ仮名については上掲の部分だけである。現在の我々が期待する奈良田・西山温泉の項では、その土地の所見や由来、七不思議が語られているだけである。

この四つ仮名については、ほかに、日記編(別巻上)の「甲州日記(乾)」に僅かに次の記事が出ている(この日記には、その時その時に桂月が面接した甲州人士の氏名とその職業が一々丹念に誌されている。見ると、各地市町村長を始め職業も各層に亘っていて、実に多人数に及んでいる。桂月の当時の名声ぶりが窺える)。日記は7月24日鳳凰連山に登った日のことで、同行十三名の氏名・年齢・職業、それに趣味まで誌されている(出身・居住地はあげていない)。

「十三人。平均年れい三十七弱。日野春鋳泉(稿者注、中央線日野春駅前)にて酒のみつゝ。発音(甲州)は全く土佐と同じ、ぢじづず」(872)とある。

以上は桂月の甲州四つ仮名存在の説であるが、これと対蹠なものが、先にあげた、菊沢季生氏が言う、明治38年の「音韻調査報告書」での、山梨県の報告である。報告書によると、この時の調査に当たったのは山梨県教育会で、「山梨県教育会」調査委員八名ヲ置キ、同委員ニ於テ調査シタル甲府市、及び西山梨郡ノ分ト、其他八郡ノ各教育支会ノ調査委員ガ調査シタル各郡ノ分トヲ綜合概括シテ報告セリ」とある。そして調査項目の「第廿四条 j(ジ)トdj(ヂ)ト(各拗音ヲモ含ム)ノ區別アルカ」に対して「県下一般—區別ナシ」。「第廿六条 …ジ」ヲノミ発音スルカ、「ヂ」ヲノミ発音スルカ、「ジ」「ヂ」ヲ混用スルカ」に対して「県下一般—一般ニ「ジ」

ヲ発音ス」と回答している。また、「第廿七条 zu(ズ)トdzu(ヅ)トノ區別アルカ」に対して、「県下一般—區別ナシ」。「第廿九条 …ズ」ヲノミ発音スルカ、「ヅ」ヲノミ発音スルカ、「ズ」「ヅ」ヲ混用スルカ」に対して、「県下一般—一般ニ「ズ」ノミヲ用フ」と回答している。つまり、山梨県では四つ仮名を区別しないという報告である。

以上、二つの正反対の、しかも音韻衰退からみて順序を逆にして現われた資料、すなわち明治36年の音韻調査では報告されなかった山梨県の四つ仮名の区別が、二十年後の大正13年、桂月によってその区別の存在がはっきりと説かれているということ、それでは、この二つの資料をいっただいどう解釈すればよいのか。また、当時の実態は果してどうであったのか。

さて、この稿は、あまり知られていない桂月の前記資料を紹介するのが目的であるので、以上でとどめるべきであるが、少し付言することを許されたい。

二つの資料を解釈するには考うべき点が多々ある。まず、この二つの資料そのものに疑問が内在する。第一に、音韻調査報告書の山梨県の調査には残念ながら疎漏があったこと(但し、四つ仮名についてのみ)。一例を挙げれば、当時は奈良田(奈良田の四つ仮名は柴田武氏の「奈良田方言の音韻分析」(昭和32)以来学界に広く知られたもの)及びその近辺には終戦後よりも余程しっかりした四つ仮名の区別があった筈だと思われるのに、これを報告から逸している。そうすると、これに準じて、他の市郡についても疑いをさしはさむ余地がありそうに思える。次に桂月の方である。前記引用文から推察して、桂月には四つ仮名を聞き分ける耳は十分に持っていた

と思う。この点は良いとして、その誇張性のある表現を我々は冷静に受け止めるべきであろう。たとえば、来甲して、全国で数少い四つ仮名弁を発見し、これを発表する気負いから「甲州人士は『じ』と『ぢ』、『ず』と『づ』を区別して発音し、その他、一切の混同なくして、発音にかけては、模範国民也」と筆が走ったものと思われが、実際は当時の甲州人士が全て完全に四つ仮名を区別したわけではなからう。も一つ、「数日間、甲府に滞留して、(一)多くの甲州人士に接せり。…(二)多くの甲州人士に接するにつれて…」とあるが、この(一)・(二)の「多くの甲州人士」は甲府で接した甲州人士のことか、それとも遊行中各地で接した甲州人士を意味するのか(この点も重要な鍵となる)、こうした文脈の解釈にも迷うものがある。

以上のことから、前掲の二つの資料の解釈、及びその実態をつかむには、余程慎重に取り組まねばならぬ。直接には桂月の紀行文、及び「甲州日記(苞)」の記事の妥当な読み、傍証として当時の県内の郡誌類の方言文献の調べ、また、欠かせないのは、後ればせながら現在の県下での四つ仮名の調査、これらの周到な用意が必要であろう。こうして、実態はある程度明らかにすることができるだろうと稿者は予測する。その時はまた稿を新たにしたい。

(昭和五十九年一月十八日 受理)

追記―桂月は明治二年高知市の生れ。父死去の年、十二歳で母と共に上京。諸塾に学び、旧制一高を経て東京帝大国文科を卒。文壇に活躍した桂月については諸彦の知られるとおり。雅号桂月は高知浦戸湾の勝地桂浜に由来する。以上、徳川宗賢氏から助言をいただき、加筆。(五九・二・十六)